

**第3回 「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
議事次第**

1. 開催日時 平成 26 年 1 月 30 日(木)午後2時～4時
2. 開催場所 経済産業省本館 第3特別会議室(本館 17 階)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

3. 議事次第

(1)開会・座長挨拶

(2)事務局資料説明及び討議

- 論点4:各国における規模等による分類(資料3)(約 50 分)
- 論点5:各国における非財務情報開示の動向(資料4)(約 30 分)
- 論点6:各国における開示情報に対するアシュアランス(資料5)(約 20 分)

(3)自由討議

<配布資料>

- 資料1:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」委員及びオブザーバー名簿
- 資料2:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」出席者名簿(平成 26 年 1 月 30 日)
- 資料3:論点4 各国における規模等による分類
- 資料4:論点5 各国における非財務情報開示の動向
- 資料5:論点6 各国における開示情報に対するアシュアランス

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
委員及びオブザーバー名簿

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	青木 浩子 (あおき ひろこ)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村證券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	本澤 豊 (ほんざわ ゆたか)	ソニー株式会社 総合管理部門副部門長
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	藤原 幸則 (ふじはら ゆきのり)	公益社団法人関西経済連合会 理事
オブザーバー:	坂本 三郎 (さかもと さぶろう)	法務省民事局参事官
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」

出席者名簿

(開催:平成 26 年1月 30 日)

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	青木 浩子 (あおき ひろこ)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村証券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
委員(代理):	伊藤 吉博 (いとう よしひろ)	ソニー株式会社 総合管理部門 連結会計部決算グループ統括課長
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所 上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	辰巳 郁 (たつみ かおる)	法務省民事局参事官室 局付
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長

論点4:各国における規模等による分類

1. 背景

日本では金融商品取引法および関連法規により、上場会社に対して共通の会計基準及び開示制度が適用されている。一方、米国及び欧州においては、上場会社について、会社規模等によって一定の減免措置が設けられている場合がある。

2. 海外における規模等による分類の概要

(1) 米国

① 早期提出会社システム (Accelerated Filer System)

米国では、証券取引委員会 (SEC) レギュレーション 12B (1934 年証券取引法) により主に浮動株 (non-affiliated market capitalization, “public float” ともいわれる) の時価総額規模に基づき、大規模早期提出会社または早期提出会社の指定 (毎年見直し) があり、年次報告書 (Form 10-K) 及び四半期報告書 (Form 10-Q) の提出時期が以下の通り異なる。

分類 (内国会社) (ルール 12b-2)	該当要件	提出期限	
		Form 10-K	Form 10-Q
Large Accelerated Filers (大規模早期提出会社) 1,625 社 (21%) (注)	発行者の浮動株である普通持分の時価総額が 7 億ドル以上等	60 日以内	40 日以内
Accelerated Filers (早期提出会社) 1,504 社 (19%) (注)	発行者の浮動株である普通持分の時価総額が 75 百万ドル以上 7 億ドル未満等	75 日以内	40 日以内
Non-accelerated Filers (非早期提出会社) 4,633 社 (60%) (注)	発行者の浮動株である普通持分の時価総額が 75 百万ドル未満等	90 日以内	45 日以内

(注)2012年10月26日付PCAOBのボードメンバーであるJ.M.Franzel氏スピーチによる2012年6月30日時点の情報。

この制度(「早期提出会社システム」といわれる)は、当初 Form 10-K および Form 10-Q の提出期限に関するルールとして開発されたものであり、その他の提出物(Form 8-K など)の提出期限には影響しない。また、当初導入の経緯から離れて、この分類区分をXBRLによる報告の強制適用日(段階適用)及びサーベインズ・オクスレイ法404条(SOX404)に関する内部統制報告制度の適用等に準用し、非早期提出会社に一定の緩和措置を提供している。

<内部統制報告制度への適用>

SOX404により会社の財務諸表を監査した独立監査人は、PCAOBが採用した財務報告に係る内部統制の監査基準書(PCAOB基準書第2号、第5号)に準拠して、経営者の内部統制の評価を証明し、報告しなければならないとされているが、非早期提出会社及び後述する新興成長会社(EGC)は、内部統制監査の適用から除外されている。但し、該当企業は内部統制報告制度そのものから免除されるものではなく、経営者による財務報告に対する内部統制評価及びその開示は必要である。

<外国会社(FPI)への適用>

SEC登録外国会社(FPI)は、年次報告書(Form 20-F)を期末日後4か月以内に、Form 6-Kは、内容が公表され次第すみやかに(to be furnished promptly)提出することが求められている。FPIが任意にForm 10-Kを提出することは可能だがその場合は、Form 10-Qも提出しなければならない。この場合の提出期限は、内国会社の分類における「早期提出会社」に準じる。

② 小規模報告会社(SRC)

SECは、小規模の公開会社の資本調達を促進し連邦の証券法制度を順守するための負担を軽減するための施策として、小規模報告会社制度を導入している。小規模報告会社(SRC: Smaller Reporting Companies)とは、発行者の浮動株である普通持分の時価総額が75百万ドル未満(投資会社等を除く)等の要件を満たす会社であり(レギュレーションS-K 10(f)(1))、財務情報及び非財務情報の開示に関して一定の緩和措置が設けられている。SRCは、後述する新興成長会社(EGC)に該当することが可能。SRCは、以下の複数の減免措置をアラカルト方式で選択適用することができる。

<財務諸表の開示に関する減免>

通常、貸借対照表に関しては2期比較、損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書・包括利益計算書については3期比較の開示が求められるが、SRCは全て2期比較での開示が許容されている。(SECレギュレーション S-X Article 8)

<非財務情報の開示に関する減免>

リスク情報、MD&A 等多くの開示項目につき、通常の会社に要求される開示レベルより軽減された開示 (Scaled Disclosure) が許容されている。具体的には以下の項目についての軽減措置がある。(SECレギュレーション S-K)

Item 101	事業の概要
Item 201	普通株式の市場価格及び配当、関連する株主事項
Item 301	財務データ抜粋
Item 302	補足財務情報
Item 303	財政状態及び経営成績に関する経営陣の議論及び分析 (MD&A)
Item 305	市場リスクに関する定量的および定性的開示
Item 402	役員の報酬
Item 404	関連する人、発起人、支配者との取引
Item 407	コーポレート・ガバナンス
Item 503	目論見書要約、リスク要因、固定費利益比率
Item 504	資金の使途
Item 601	提出物

③ 新興成長会社 (EGC)

2012年4月5日に発効したジョブズ法 (JOBS: Jumpstart Our Business Startups Act) により、新たに「新興成長会社 (EGC: Emerging Growth Companies)」という区分が新設され、緩和された開示規定 (scaled disclosure provision) が適用される。ジョブズ法は EGC による資本市場へのアクセスを改善することにより、米国の雇用創出の増大と経済全体の成長促進とを目的としており、その一環で、低迷している米国 IPO 市場を活性化するため最長 IPO 後 5 年間は、遵守するためのコストと負担が大きい証券規制等の適用を免除している。

以下の要件を全て満たす場合に EGC となる。

- ・ 直近事業年度の総売上高 (Gross) が 1,000 百万ドル未満

- ・ 2011年12月8日より前に1933年証券法に基づく普通株式の最初の売り出しをしていない
- ・ その他のEGC該当要件を阻害する条件を満たしていない

<有価証券届出書に関する緩和等>

EGCに対する緩和された開示規定では、新規株式公開時の証券法に基づく有価証券届出書の作成において3年分ではなく2年分の監査済み財務諸表でよいこと、有価証券届出書に記載する一定の財務データ抜粋を省略できること、非公開会社(private companies)と同じタイミングで新会計基準及び会計基準の改訂を適用することができること、役員報酬に関する詳細な開示規定をSRCと同レベルに簡素化することができること等が含まれる。

<新会計基準適用時期に関する緩和>

ジョブズ法発効日である2012年4月5日時点で有効な米国会計基準に対するその後の改訂や新会計基準の適用を遅らせることができる。

<内部統制報告制度に関する緩和>

EGCは、内部統制報告制度における監査を受ける必要がない。但し、経営者による財務報告に対する内部統制評価とその開示は必要。

<緩和措置の適用および最近の動向>

上記の複数の緩和措置をEGCは選択して適用することができる。但し、新会計基準及び改訂会計基準の適用日の先送りについては、当該措置を採用するかしないかの二者択一となり、一部の基準についてのみ適用日を先送りすることはできない。

FPIでEGCの要件を満たす場合は、FPIに要求される規定の範囲内で、EGCの緩和された開示規定を適用することができる。

なお、最近の動向としては、2013年12月にEGCに対するSECレギュレーションS-Kに基づく非財務情報の開示規定を分析したSECスタッフ・ペーパーが公表されると同時に、同様の内容の報告書をSECが議会に提出している。今後、EGCに対する非財務情報の開示についての方向性が議論される予定である。

④ 業種別の規定

SECでは、特定の業種に対して追加的な開示を要求している。例えば、SECレギュレーションS-Xでは石油・天然ガス開発事業を営む会社に対して埋蔵量等

の非財務情報の開示を要求している(S-X 4-10)。

⑤ 適用される会計基準—PCCの動向

米国では、SECに登録している公開会社以外の企業等のための会計基準を開発するために、非公開会社諮問会議(PCC: The Private Company Council)が設立されている。非公開会社の会計処理を設定するための意思決定フレームワークの公表(2013年12月23日付)に加えて、現在までに以下の会計処理についてより簡便的な代替会計処理を認めることが決定されている。

- 企業結合後ののれんの会計処理に10年以内の償却及び簡便的な減損モデルの適用(Accounting Standards Update (ASU) No. 2014-02, “Accounting for Goodwill”)
- 特定の金利スワップに関する簡便的なヘッジ会計の適用(ASU No. 2014-03, “Accounting for Certain Receive-Variable, Pay-Fixed Interest Rate Swaps – Simplified Hedge Accounting Approach”)

米国についてまとめると以下の通りとなる。

	SEC 登録会社				非公開会社 (Private Companies)
	内国会社			外国会社 (FPI)	
	大規模早期 提出会社	早期 提出会社	非早期 提出会社		
会計基準					
会計基準	USGAAP	USGAAP	USGAAP	USGAAP IFRS by IASB その他基準 (調整表付)	一定の簡素化あり (PCC)
提出書類:					
年次 10-K	60 日以内	75 日以内	90 日以内	Form 20-F 4ヶ月以内	—
四半期 10-Q	40 日以内	40 日以内	45 日以内	Form 6-K は すみやかに	—
SOX404(注)	監査要	監査要	監査不要	監査要	手続き不要

(注)EGC に対しては監査が免除される。

(2) 英国

英国においては、EU 会計指令による大・中・小規模会社等の分類が 2006 年会社法に反映されており、以下の基準で分類されている。小規模会社に該当する場合は、戦略報告書や連結財務諸表の作成が免除されるなど、減免措置がある。

小規模会社(381 条、382 条) (少なくとも2つの要件を満たす場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高: 6. 5 百万ポンド以下 ・ 総資産: 3.26 百万ポンド以下 ・ 平均従業員数: 50 以下
中規模会社(465 条、466 条) (少なくとも2つの要件を満たす場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高: 25.9 百万ポンド以下 ・ 総資産: 12.9 百万ポンド以下 ・ 平均従業員数: 250 以下

しかしながら、公開会社(子会社が公開会社である場合の非公開親会社を含む)、保険会社、金融機関等は、上記の小規模会社の要件を満たす場合であっても、小規模会社の簡便的制度は適用できない(2006 年会社法 384 条)。

そこで、英国の上場会社を対象を絞ると、金融行動監視機構(FCA: Financial Conduct Authority)の「開示規則及び透明性規則(DTR: Disclosure Rules and Transparency Rules)」上、債券のみを発行する会社に対する減免措置を除き、株式を発行する会社の規模等により異なる提出期限や開示要求の減免措置はない。

一方、証券取引所規則により、例えばコーポレート・ガバナンスに関する継続開示要求については、異なる場合がある。

- ・ ロンドン証券取引所のプレミアム・セグメントに株式を上場している会社は、FCA の上場規則 LR 9 に従い UK コーポレート・ガバナンス・コードに準拠した継続開示が要求される。
- ・ ロンドン証券取引所のスタンダード・セグメントに上場している会社は、DTR 7.2 に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントを取締役報告書に含めて提出することが要求される。

<会計基準>

英国では、2015 年 1 月 1 日より現行の UK 会計基準に代わり新たな会計基準の適用が開始する。このうち、FRS 102(The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland) は、国際会計基準審議会 (IASB)

が開発した中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)をベースに複数の修正を加えて開発されたものであり、FRSSE(The Financial Reporting Standard for Smaller Entities)は、FRS 102 の開示規定をさらに簡素化した小規模会社向けの会計基準となっている。

また、FRS 101 (Reduced Disclosure Framework)は、「EU が適用する IFRS」に基づき連結財務諸表を作成する企業グループを構成する子会社の個別財務諸表に適用されることを意図して開発されたものであり、IFRS の認識・測定原則を維持しつつ、一定の開示を簡素化したものとなっている。但し、例えば、金融機関は、FRS 101 に含まれる IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」の開示の簡素化を適用できないなどの制約がある。

FRS 101 を適用して作成した財務諸表は、IFRS による開示要件を満たしていないため「IFRS に基づき作成した財務諸表」とは言えないが、2006 年会社法による財務諸表には該当する(FRS 101, Summary (ix))。そのため、親会社が IFRS により連結財務諸表を作成する連結グループの子会社は、連結目的の IFRS 財務諸表に追加して FRS 102 に基づく会社法目的の個別財務諸表を別途作成する必要はない(FRS 102 を選択することもできる)。

EU が適用する IFRS	FRS 102	FRSSE
<ul style="list-style-type: none"> EU 規制市場で証券が取引される会社の連結財務諸表 ロンドン証券取引所の AIM に上場する会社の連結財務諸表 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開会社(Private Companies)の財務諸表 規制市場で証券が取引される会社の個別財務諸表 AIM 以外の非規制市場で証券が取引される会社の財務諸表 非営利団体の財務諸表 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を満たす小規模会社(公開会社は除く)
FRS 101		
<ul style="list-style-type: none"> IFRS(EU 又は IASB による)を適用して連結財務諸表を作成する連結グループを構成する会社の個別財務諸表に適用できる 		

(3) フランス

フランスにおいても英国同様、フランス金融市場庁 AMF (Autorité des Marchés Financiers) の規定では、公開会社について規模等に基づき異なる提出期限や開示要求の減免はなく、EU 透明性指令により、年次報告書は期末日から 4 か月以内、半期報告書は、期末日から 2 か月以内(2013 年透明性指令の改正により 3 か月以内に変更されることが見込まれる)に提出することが要求されている。

会計基準については、EU 規制市場で証券が取引される会社の連結財務諸表について、EU が適用する IFRS の使用が要求されるが、Alternext Paris などの非規制市場ではフランス基準による連結財務諸表の作成が認められている。一方、個別財務諸表については、すべての会社に対してフランス基準による作成が要求されている。英国における FRS 101 のような会計基準はない。

<小規模上場会社の開示簡素化の動き>

フランスの会計基準設定主体である ANC (Autorité des Normes Comptables) は、2011 年 10 月 20 日付で、小規模上場会社の開示を簡素化し、現行の少なくとも 3 分の 1 程度の開示に削減する提案「Proposal for simplifying accounting obligations for small listed companies」を公表した。この提案は、小規模上場会社に対して IFRS の適用免除を提案するものではなく、また、概念フレームワーク的な性質のものではないが、この提案により、ANC は、小規模上場会社に対して実務的なツールを提供しているという。

具体的な提案内容は以下の通り。

- ① 会計方針変更等の遡及適用時の第 3 の財政状態計算書(比較年度の期首)を不要とし、比較年度期首時点の影響額のみを開示する(IAS 第 1 号 10 項 (f))
- ② 公表されているが未適用の新会計基準及び新解釈指針の潜在的影響に関する注記を不要とする(IAS 第 8 号 30 項)
- ③ セグメント情報の注記を簡素化する(IFRS 第 8 号 23 項、33 項)
- ④ 比較情報の開示の一部(IAS 第 1 号 38 項)を不要とする
- ⑤ 重要性が低い場合(回収可能価額が簿価を大幅に上回る場合等)には減損テストにおける主要な前提の開示を不要とする(IAS 第 36 号 134 項)
- ⑥ 非継続事業の注記において比較情報の開示を不要とする(IFRS 第 5 号 34 項)

- ⑦ 金融商品及び投資不動産の公正価値の開示を不要とする(IFRS 第7号25項、IAS 第40号79項)
- ⑧ 表示されている期間より将来の年金制度に関する注記を不要とする(IAS 第19号120A項(p))
- ⑨ 繰延税金資産についてIAS 第1号61項で要求されている期末日後12か月以内及び12か月超の期間に回収される金額の開示を不要とする(IAS 第1号61項)
- ⑩ 繰延税金負債を認識していない一時差異(子会社、支店、関連会社、共同支配会社への出資に関連)の開示を不要とする(IAS 第12号81項(f))
- ⑪ 任意の開示を不要とする

これらの提案に対してANCは意見募集をしていたわけではなく、現時点で特段の展開はない。この提案が公表された2011年頃には、欧州でEU透明性指令の改正についての議論があり、EU規制市場で証券が取引される中小規模会社について一定の開示の簡素化を図る検討がされたものの、中小規模会社のみにも簡素化された制度を導入することに対する懸念から、規模別の開示規定の導入には至らなかった経緯がある。

(4) ドイツ

英国やフランスと同様、ドイツでもEU会計指令による大・中・小規模会社等の分類が商法に反映されているが、小規模会社であっても公開会社は、大規模会社の規定が適用されるため、ここでは小規模会社に対する商法上の減免規定の詳細を省略する。

公開会社の財務諸表等の提出期限は、EU透明性指令で要求される通り、EU規制市場及び非規制市場ともに、年次報告書は期末日から4か月以内、半期報告書は期末日から2か月以内となっている。

<会計基準>

ドイツでは、適用する会計基準について以下の選択肢がある。

	EU 規制市場で 証券が取引される 会社	非規制市場で 証券が取引される 会社	非公開会社
連結財務諸表	・ EU が適用する IFRS (強制)	・ ドイツ商法基準 ・ EU が適用する IFRS (選択)	・ ドイツ商法基準 ・ EU が適用する IFRS (選択)
個別財務諸表	・ ドイツ商法基準	・ ドイツ商法基準	・ ドイツ商法基準

商法により規定されるドイツ会計基準は、債権者保護の観点から保守的傾向が歴史的に強いといわれるが、2010年度以降適用となった BilMoG (改正商法) により、商法の保守主義を維持しつつ、IFRS に出来るだけ近づけるような基準変更がなされている。ただし、のれん (経済的見積耐用年数で償却、5年を超える年数で償却する場合は説明が必要)、資産の再評価モデル (選択肢はなし)、金融商品会計等において IFRS との差異が存在する。

3. 日本の開示制度との比較

日本では、米国の早期提出会社システムのような制度はなく、すべての上場会社に対して同じ提出期限が適用されている。また、米国における SRC や EGC のように、一定の条件を満たす小規模公開会社や新興成長会社に対する減免措置はない。

英国では、2005年1月1日以降、IFRS に基づく連結財務諸表を作成する企業グループの子会社が FRS 101 を適用することにより、親会社の連結目的で作成する個別財務諸表 (IFRS の開示要求事項のみを軽減) を会社法目的で使用する事ができるが、日本にはそのような制度はない。

また、フランスで 2011 年 10 月に公表されたような、小規模公開会社の開示を大幅に削減することを提案するような動きも特段ない。これには、相対的に日本の大多数の上場会社の売上高規模が、欧州における大規模会社に該当するという背景があるかもしれない。

(参考1) 東京証券取引所の上場企業数等

市場	東証 第一部	東証 第二部	Mothers	JASDAQ Standard	JASDAQ Growth	合計
会計基準						
連結財務諸表	日本基準、米国基準、または指定国際会計基準のいずれか					
個別財務諸表	日本基準					
提出書類						
有価証券報告書	期末より3ヵ月以内					
四半期報告書	四半期末より45日以内					
J-SOX	対象					
コーポレート・ガバナンス	対象					
上場会社数	1,782	559	193	829	48	3,411
時価総額(10億円)	458,484	5,540	3,594	9,461	426	477,505

- ・ 上場会社数及び時価総額は2013年12月末現在
- ・ Tokyo Pro Market 市場(6社、時価総額50億円)を除く

(参考2) 時価総額別企業数

時価総額	会社数
10兆円超	2
1兆円超	97
5千億円超	194
3千億円超	287
1千億円超	602
500億円超	913
300億円超	1,212
100億円超	2,043

- ・ 2014年1月27日現在、会社総数3,539社
- ・ 注: SECの大規模早期提出会社(7億ドル以上)、早期提出会社(75百万ドル以上)の判断規準となっている時価総額は、普通株式のPublic Floatといわれるものであり、上記数値から、関係会社等が保有している株式を控除したものとなる。

4. 考えられる論点

- 切り分けの要否について
- 仮に上場会社を分類する場合の切り分けベース(売上高+総資産+従業員数、時価総額ベース、株式発行体とその他、業種、ビジネスモデル等)にはどのようなものが考えられうるか
- 仮に何らかのベースで切り分ける場合、簡便的な開示を許容する企業グループに認める「簡便的」開示とはどのようなものか(提出期限、内部統制報告制度の監査、一定の開示の減免、新会計方針適用時期の延期、等)

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 上記、考えられる論点の各項目についてご意見をいただきたい。
2. その他、海外制度との比較の観点からご意見があればお伺いしたい。

以上

論点5： 各国における非財務情報開示の動向

1. 背景

開示を巡っては、2013年12月9日に国際統合報告評議会(IIRC)によって、国際統合報告フレームワークが公表されるなど、非財務情報を含めたより大きな枠組みでの検討が進んでいる。ここでは、非財務報告に関連する海外の動向の概要を説明する。

2. 海外の動向

(1) 米国

証券取引委員会(SEC)登録会社は、SEC レギュレーション S-K に従った開示(非財務情報)が要求される。

SEC は、2013年12月20日付で、公開会社の開示に関するスタッフ・レポート(Report on Review of Disclosure Requirements in Regulation S-K)を議会に対して公表した。これは、2012年ジョブズ法 108条に対応するものであり、主に新興成長会社に対する非財務情報開示のあり方を検討するために実施したものであるが、広く、非財務情報開示全般についての検討を暫定的にSECスタッフが提案する内容となっている。

当該スタッフ・レポート公表時のプレスリリースにおいて、SEC 委員長は、以下のコメントをしている。

このレポートは、開示改革のフレームワークを提供する。次のステップとして、私はスタッフに、企業が何を開示すべきかを規定する基準を改定するための具体的提案を開発するように指示をした。我々は、どのような開示規定がより望ましいのかに関する企業からのインプットを歓迎する。同時に、投資家がどのような情報を必要とするのか、それらの情報をどのように表示することが望ましいのか、投資家からの見解を要請する予定である。SEC の最終的な目的は、企業及び投資家双方のために開示制度を改善することである。

SEC は、このプロジェクトの一環として、今後、企業の財務諸表の開示の改善策を識別し、他の既存の開示要求事項との重複を最小化するために、米国財務会計基準審議会(FASB)とも協働するとしている。

当該スタッフ・レポートは、開示制度の歴史的振り返りに関するレビューが過半で

あるものの、今後の検討すべき4つの点として、以下が挙げられている。

- ① 原則主義のアプローチを採用する
- ② 現行の小規模会社や新興成長会社に対する緩和措置(scaled disclosure requirements)の評価をする
- ③ EDGAR などによる(電子的)開示を念頭にする
- ④ 読みやすさ(readability)及び検索のしやすさ(navigability)の改善、繰り返し(repetition)及び重要性の低い(immaterial)情報の開示の削除

さらに、今後のアプローチとして、包括的アプローチ(comprehensive approach)と対象を絞ったアプローチ(targeted approach)の二法の内、スタッフは、包括的アプローチを推奨するとしているため、短期的解決というよりは中長期的な取り組みを視野にいれていると考えられる。

(2) EU 規制市場

欧州では、EU 加盟国に対して EU 会計指令によってマネジメント・レポートの作成及び監査が義務付けられている。さらに、EU 透明性指令によって、EU 規制市場で株式が取引される企業については、期中マネジメント・ステートメント(年 2 回)の開示が要求されている。

2013 年 4 月 16 日付で、欧州委員会(EC: European Commission)は、社会的、環境的な問題に関する事業の透明性を強化するために、会計指令(第 4 号指令及び第 7 号指令)を改正する提案を公表した。この提案では、一定の大規模会社(従業員数が 500 名超)について、環境、社会・労働者問題、人権、不正行為・贈収賄対策及び取締役会のダイバーシティ等に関する諸問題に対する方針、リスク及び結果に関する情報を年次報告書で開示することが要求されることになる。

さらに、大規模上場会社については、取締役会に関する情報開示として、ダイバーシティに関する方針、年齢構成、性別、地域別多様性、教育水準及び専門的経歴等の情報を提供することが要求され、企業のダイバーシティ方針に従った施策を実行した結果を開示することになる。このアプローチは、EUのコーポレート・ガバナンス・コードの枠組みとも整合しているという。この提案は、特定の業種だけではなく、すべてのセクターに対する要求であり、企業にとっても、投資家及び社会全体にとって有用な情報を提供することになる、と説明されている。さらに、すでに、財務及び非財務情報を開示している企業は、より長期的視野に立脚した意思決定を行っており、それにより、資金調達コストの削減、有能な従業員の確保が実現し、成功につながることから、欧州全域の競争力強化と雇用創出にお

いて非常に重要である、と説明されている。(ECプレスリリース、2013年4月16日付)

この提案では、詳細な開示規定を設定しないで企業側に相当の裁量権を与えているため、企業は、国際的なガイドライン(例:UN Global Compact、ISO 26000、独サステナビリティ・コード)を参照して開示することができる。

この提案の背景には、既存の会計指令に基づく非財務情報の開示が不十分であり、英国など、EU域内各国が独自に、より具体的な非財務情報の開示制度を導入してきた経緯がある。EUが単一市場として発展するために、中小規模会社への負担なしに大規模会社に対してのみ新たな開示が要求されることになった。

(参考) <マネジメント・レポート¹の内容等>

連結(第7号指令、Article 36)	個別(第4号指令、Article 46)
全般的事項	
最低限、連結グループ会社全体の事業の発展と業績に関する公正なレビューを主要なリスクと不確実性の説明とともに、年次連結財務報告に含めなければならない。	同左(「連結」を除く)
このレビューはバランスのとれた包括的なものであり、事業の規模と複雑性に応じて連結グループに含まれる企業の発展や業績を分析しなければならない。	同左(「連結」を除く)
分析に当たり、年次連結財務諸表において報告された金額の参照及び追加説明を含まなければならない。	同左(「連結」を除く)
マネジメント・レポートに含むべき項目:	
前期末以降の重要な事象	同左
連結グループ全体としての将来の発展見込み(likely future development)	同左(「連結」を除く)
研究開発分野におけるグループ全体としての活動	同左

¹ EU 会計指令及び透明性指令では、EU 規制市場で証券を発行している企業に対してマネジメント・レポート (Management Report) が年度と上半期について作成することが要求されている。さらに、EU 規制市場で株式を発行している企業は、期中マネジメント・ステートメント (Management Statement) を年2回公表することが要求されている。

子会社による親会社株式の保有情報(株式数、額面価額)	自己株式取得に関する情報 支店の存在に関する情報
金融商品の使用について、資産、負債、財政状態及び損益の評価にとって重要な場合は、以下の情報： <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の財務リスク管理目的及び方針(ヘッジ会計を適用している予定取引に対するヘッジに関する方針を含む) ・ 価格リスク、信用リスク及びキャッシュ・フローリスクに関するエクスポージャー 	同左
表示について	
連結財務報告書が個別財務報告に加えて要求される場合は、これらの2つの報告書をひとつの報告書として表示してもよい。 ひとつの報告書を作成する場合は、連結グループ企業全体にとって重大な(significant)事象をより強調(greater emphasis)することが適切である。(第7号指令、Article 36、3項)	—
監査について	
連結年次報告書(マネジメント・レポート)と対応する同じ年度の連結財務諸表との整合性について、監査人による意見が必要(連結財務諸表の監査報告書に含まれる)	同左(第4号指令、Article 51)

(参考) <期中マネジメント・ステートメントの内容等>

期中マネジメント・ステートメント(Interim management statements)		
期中マネジメント・ステートメント	各半期の期首から10週間後から各半期末の6週間前まで	株式が規制市場で取引される企業にのみ要求される。 以下の内容を提供しなければならない。 ● 期中に発生した重要な事象や取引及びそれ

	で(年2回)	らの発行体の財政状態及び支配するグループ企業に与える影響の説明 ● 期中の発行体の財政状態及び業績の全般的説明 但し、各国の制度、取引所規則または任意に四半期財務報告を公表している発行体は、上記、期中マネジメント・ステートメントを公表する必要がない。
--	--------	---

(3) 英国

英国においては、2012年にビジネス・イノベーション・職業技能省(BIS: The Department for Business, Innovation and Skills)が「記述的報告の将来(The Future of Narrative Reporting)」を公表するなど、非財務情報開示の改革に向けた動きがあった。これは、従前から開示が要求されてきた取締役報告書が十分に機能していないという認識に基づくものである。このような動きを受けて、2013年10月から新たに戦略報告書の公表が要求されるようになった。これは、従来の取締役報告書の事業の概要部分の内容を拡充し、名称を戦略報告書としたものである。以下に、従来の取締役報告書の内容及び戦略報告書での追加開示項目について概要を説明する。

<取締役報告書>

英国では、2006年会社法(Companies Act 2006)第5章により取締役報告書(Directors' Report)の作成が求められてきた。子会社を有する企業の取締役報告書は、連結子会社を含むグループ全体についての取締役報告書(Group Directors' Report)の作成が求められる。小規模会社については、取締役報告書の作成が免除される(415A条)。取締役報告書の主な内容は以下の通り(416条~419A条)。

全般 (416条)	取締役が提案する配当金の金額(該当すれば)を記載しなければならない
事業の概要 (a business review) (417条)	(a) 企業の事業の公正なレビュー ● 事業の発展と業績 ● 期末日における状況 ● 上場会社(quoted company)の場合は以下を記載する(該当がない場合はその旨記載する) > 将来の発展、業績、事業の状況に影響を与える可能性のある主なトレンドと要因

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境、従業員、社会及びコミュニティ問題に関する情報 ➤ 企業の事業にとって重要な契約又はその他の取り決めにより関係をもつ人 (persons) について ● レビューに際しては財務上の KPI を使用した分析、さらに適切な場合は、その他の KPI (環境や従業員関連の情報など) を使用した分析を含める (但し中規模会社は、非財務情報に関連した分析は不要) ● レビューには財務諸表に含まれる金額の追加的説明または財務諸表数値への参照を含める ● 上記事項について、取締役の判断により、交渉中の差し迫った事象や、公表することにより公共の不利益になることが想定されるような、個人に関する情報を開示することを要求しない <p>(b) リスクと不確実性の説明</p> <p><2013年10月1日より戦略報告書としての追加項目あり></p>
監査人への情報開示(418条)	監査人に必要な情報を漏れなく提供した旨の言明を含める
取締役会の承認と署名(419条)	(グループ)取締役報告書は、取締役会の承認を受ける
コーポレート・ガバナンス・ステートメントの承認と署名(419A条)	コーポレート・ガバナンス・ステートメントが独立した文書となっている場合は取締役会の承認を受ける

2006年会社法には、コーポレート・ガバナンス・ステートメントの具体的内容は記載されておらず、金融行動監視機構(FCA: Financial Conduct Authority)の「開示規則及び透明性規則(DTR)」の該当箇所を参照している。

上場企業の取締役は、取締役報告書とは別に、毎年「取締役報酬報告書」の作成義務がある(420条)。

(参考) 英国における法定財務報告書(Statutory Accounts)

	小規模会社 (444 条)	中規模会社 (445 条)	大規模会社	
			非上場会社 (446 条)	上場会社 (447 条)
必須	貸借対照表 (1 期)	貸借対照表 損益計算書 取締役報告書 監査報告書(注)	貸借対照表 損益計算書 取締役報告書 コーポレート・ガ バナンス・ステー トメント 監査報告書(注)	貸借対照表 損益計算書 取締役報告書 コーポレート・ガ バナンス・ステー トメント 監査報告書 取締役報酬報告 書
任意	損益計算書 取締役報告書 監査報告書(注)			

注: 監査免除規定を選択する場合を除く。

<戦略報告書>

2013 年 8 月に 2006 年会社法が改正(2013 年 10 月 1 日から施行)され、新たに戦略報告書(Strategic Report)が導入された。改正前の 2006 年会社法に基づく取締役報告書に記載すべき項目の内、「事業の概要(a business review)」部分に以下の項目が追加された上で、取締役報告書から独立したひとつの報告書、「戦略報告書」となった。

- 企業の戦略の説明
 - 企業のビジネスモデルの説明
 - 期末日時点での以下の内訳:
 - 取締役の性別人員数(グループの場合は親会社についてのみ報告)
 - 企業の幹部職(senior manager)(注)の性別人員数
(取締役に含まれる人員数を除く)
 - (グループの場合は連結グループ全体について的人员数を報告)
 - 企業の従業員の性別人数
- (注): ここでの幹部職(senior manager)とは、企業の主要な部分を構成する事業又は戦略の立案・指示又は管理の責任者で企業の従業員である者をさす。

- 上記の他、企業の戦略的に重要であると取締役が判断する場合は、取締役報告書に含めて開示が要求される項目を戦略報告書に含めて記載してもよい。
- 戦略報告書は取締役会で承認され、署名される。

上記、戦略報告書に加えて、企業は、取締役報告書(改正前の取締役報告書と区別するためにここでは「新取締役報告書」とする)には、以下を記載することが追加された一方で、チャリティーへの寄付金などの情報については開示が不要となっている。

- 温室効果ガスの排出に関する情報の開示(年間の排出量情報を含む)

<戦略報告書のガイダンス>

英国の会計基準設定主体である財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)は、2013年8月に公開草案「戦略報告書のガイダンス」を公表し、2013年11月15日までコメントを募集した。このガイダンスでは、具体的な戦略報告書の記載要領が示されているが、強制的なものではない。また、UKコーポレート・ガバナンス・コードにおける要求事項との整合性、昨今の非財務報告(narrative reporting)のベストプラクティス、国際統合報告審議会(IIRC)による「国際統合報告フレームワーク」の内容に留意して開発されている。

3. 日本との比較

日本の上場会社は、金融商品取引法によって有価証券報告書において以下の情報を開示することが要求されている。

第一部【企業情報】 第1 【企業の概況】 1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 3 事業の内容 4 関係会社の状況 5 従業員の状況	
第2 【事業の状況】 1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 3 対処すべき課題	

4 事業等のリスク 5 経営上の重要な契約等 6 研究開発活動 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	
第3【設備の状況】 1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画	
第4【提出会社の状況】 1 株式等の状況 2 自己株式の取得等の状況 3 配当政策 4 株価の推移 5 役員の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等	
第5【経理の状況】	
第6【提出会社の株式事務の概要】	
第7【提出会社の参考情報】 1 提出会社の親会社等の情報 2 その他の参考情報	
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	
監査報告書	

4. 考えられる論点

- 日本において追加的に開示すべき非財務情報
- 非財務情報開示項目の見直しのあり方
- 論点6(各国における開示情報に対するアシュアランス)と合わせて、何を、どこに(財務諸表の注記、有報内のその他の項目、有報以外)、どのように、開示すべきか

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 上記、考えられる論点の各項目についてご意見をいただきたい。
2. その他、海外との比較の観点から、ご意見があればお伺いしたい。

以上

論点6： 各国における開示情報に対するアシュアランス

1. 背景

会計基準の開発において、ある情報を財務諸表の注記として開示すべきか、非財務情報として開示すべきか、あるいは、財務報告のどこか別の場所に開示されていればあらためて財務諸表の注記において開示しなくてもよいのか、という議論がしばしば見受けられる。日本においては、一般的に、財務情報は監査対象となり、非財務情報は監査対象外という認識があるが、欧州ではEU指令によってマネジメント・レポートが監査対象となっていることから、各EUメンバー国では、何らかの形で監査報告書の中で、マネジメント・レポート(非財務情報を含む)に対して監査人が実施した手続き等への言及がある。

海外では、年次報告書に含まれる財務諸表以外の情報(非財務情報)に対する監査人の責任を明確化することで、非財務情報の情報価値を高めようとする動きがある。

日本における実証研究では、監査対象ではない非財務情報として開示されている情報が企業の業績予測にとって有用な情報であるという結果¹があるが、ある情報を財務諸表の一部(例えば注記)として開示するのか、または、非財務情報として開示するかの判断に際しては、当該情報に何らかのアシュアランスが必要かどうかの検討が有用な場合がある。

現在監査対象ではない非財務情報を何らかのアシュアランス(レビュー、監査等)対象とすることで、さらに信頼性が高まり情報価値が増大するという考えもあれば、アシュアランスを付すために追加時間を要するとすれば、適時性の観点から、むしろ情報価値が低下するという懸念もある。また、経営者による将来の予測数値や記述式の開示内容についてどのようにアシュアランスを付すのか、監査可能性の問題もある。

以下に、海外における非財務情報に対するアシュアランスを見直す動きの概要を説明する。

2. 海外における開示情報とアシュアランス

(1) 米国

米国では、過去 3 年間にわたり、財務諸表利用者にとっての監査報告書がほと

¹ 小野慎一郎・村宮克彦「第 10 章 受注残情報と将来業績の関連性」、『会計情報のファンダメンタル分析』中央経済社、2013 年。

んど情報価値を有さないものであるという指摘に対して監査報告書の見直しがされてきた。米国では監査報告書の文言が1940年代からほとんど変わっていないという。学術調査では、投資家やその他の財務諸表利用者は、監査人の意見が無限定(unqualified)か限定付(qualified)かを判断する目的のみ監査報告書を参照しているという。

そのような中、公開会社会計監査委員会(PCAOB)は、2013年8月13日付で2つの監査基準の公開草案を公表した²。いずれも、2015年12月15日以後開始する事業年度の監査から適用されることが提案されており、監査報告書に追加的な価値を与えることを意図している。

- 監査報告書の新モデルを提案する新たな監査基準の公開草案
- 年次報告書に含まれる「その他の情報」に対する監査人の責任に関する監査基準の公開草案

いずれもコメント期日は、2013年12月11日であり、2014年に公開円卓会議などのアウトリーチが予定されている。このうち、後者では、例えば米国証券取引委員会(SEC)に提出する年次報告書(Form 10-K、Form 20-F)に含まれるMD&A、財務データの抜粋などの情報について、監査人がこれらの情報を「読み、検討する(read and consider)」ことを要求している現行監査基準よりもさらに踏み込んだ手続きを要求する内容が提案されている。

この提案によると、監査人は、財務諸表監査の過程で入手した関連証拠及び監査の結果到達した結論を基に、監査済み財務諸表とその他の情報間の「重要な相違(material inconsistencies)」の有無及び事実の重要な虚偽記載(material misstatements of fact)の有無を識別し評価すること、さらに、発見事項について、経営者とコミュニケーションすることが要求される。

ただし、監査人が財務諸表と直接関係のないその他の情報についての証拠を収集するための追加手続きを実施する必要はないとしている。

この提案が想定する便益は、監査人によるその他の情報の評価(evaluation)によって、財務諸表とその他の情報の整合性が高まり、投資家や他の財務諸表利

² PCAOB Release No. 2013-005, August 13, 2013, PCAOB Rulemaking Docket Matter No. 034, “Proposed Auditing Standards – The auditor’s report on an audit of financial statements when the auditor expresses an unqualified opinion; The auditor’s responsibilities regarding other information in certain documents containing audited financial statements and the related auditor’s report; and related amendments to PCAOB Standards.”

ユーザーが入手可能な情報の価値が高まること、さらに、資本配分の意思決定の効率化が期待できること等である。

なお、上記の代替案として、AD&A(監査人の視点による説明と分析: Auditor's Discussion and Analysis)を投資家に提供する案、さらにその他の情報に対して監査人によるアシュアランスを提供する案等も3年におよぶ議論の過程で検討されたが却下されている。その理由は、時間をかけて追加のアシュアランス手続きをする割には、投資家や利用者に対する便益が少ないと考えられたためとされている。

このPCAOBの提案では、その他の情報に対する監査人の責任が監査報告書上で明確化され、重要な相違がない旨の文言が追加されることになる。

(参考)PCAOBの提案による監査報告書への追加パラグラフ文例

The Auditor's Responsibilities Regarding Other Information

In addition to auditing the company's financial statements [and internal control over financial reporting (if applicable)], in accordance with the standards of the PCAOB, we evaluated whether the other information, included in the annual report on [SEC Exchange Act form type] filed with the SEC that contains both the [period end date] financial statements and our audit report on those financial statements, contains a material inconsistency with the financial statements, a material misstatement of fact, or both. Our evaluation was based on relevant audit evidence obtained and conclusions reached during the audit. We did not audit the other information and do not express an opinion on the other information.

(文例：重要な不整合や重要な事実との相違が識別されなかった場合)

Based on our evaluation, we have not identified a material inconsistency or a material misstatement of fact in the other information.

(文例：重要な不整合や重要な事実との相違が識別された場合)

Based on our evaluation, we identified [a material inconsistency, a material misstatement of fact, or both] in the other information that has not been appropriately revised. [Describe the material inconsistency, the material misstatement of fact, or both.] We have not identified [a material inconsistency or material misstatement of fact (this statement would indicate the situation that was not identified in the sentence above)] in the other information. **10/**

10/ This sentence is appropriate only when the auditor has identified a material inconsistency or a material misstatement of fact, but not both. If the auditor identifies both a material inconsistency and a material misstatement of fact, the auditor's report should describe both the material inconsistency and the material misstatement of fact.

(2) IAASB

従来型の監査報告書に情報価値が少ないことに関しては、米国に限定された議論ではなく、国際会計士連盟(IFAS)の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が、2013年7月に監査報告書の文言をPCAOB同様に大幅に変更する公開草案(Exposure Draft: Reporting on Audited Financial Statements: Proposed New and Reviewed International Standards on Auditing (ISAs))を公表している。また、年次報告書に含まれるその他の情報に対する監査人の責任については、国際監査基準(ISA)720改訂プロジェクト(The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information in Documents Containing Audited Financial Statements)として現在進行中であり、近いうちに、何らかの方向性が示される見通しである。IAASBのISA720改訂プロジェクトは、米国PCAOBとも連携しており、大きな相違はないと考えられる。

(3) 各国の実例

実際の欧州各国の現行基準に基づく監査報告書の文言には、以下の特徴が見受けられる。(サンプル企業の監査報告書文言は、当資料の末尾〈参考〉を参照)

① 英国(Unilever の例)

- ・ 「財務諸表監査の範囲」を記載する箇所に、監査済みの財務諸表と整合しているかどうかを識別するために監査人が年次報告書及び財務諸表一式に含まれる財務及び非財務情報を読むこと、さらに、監査人が明白な不整合に気づいた場合はその旨監査報告書に示されることが明記されている。
- ・ 取締役報告書(Directors' Report)に含まれる情報が連結財務諸表と整合している旨の記載がある。
- ・ 取締役報酬に関して何ら報告事項がない旨の記載がある。
- ・ 上場規則(Listing Rules)の要求に従い、取締役言明書、コーポレート・ガバナンス陳述書等についてレビューをした旨が記載されている。

② フランス(Danone の例)

- ・ 一般的な連結財務諸表に対する監査意見に引き続き、個別の検証(Specific Verification)として、グループ・マネジメント・レポートを検証した

旨の記載(3行)があり、公正な表示と連結財務諸表との整合性について何ら報告すべき事項がないとしている。

③ ドイツ(Volkswagen AG の例)

- ・ 連結財務諸表とグループ・マネジメント・レポートを監査したと明記されている。
- ・ 監査意見に関するパラグラフでは、連結財務諸表に対する意見に引き続き、マネジメント・レポートが連結財務諸表と整合しており、全体としてグループの状態に関する適切な見解を提供しており、さらに、将来の発展に関する機会とリスクを適切に表示している旨、明記されている。

3. 日本との比較

- 会社法に基づく事業報告及び事業報告関連の附属明細書は、会計監査人による監査の対象ではない。
- 金融商品取引法に基づき作成される有価証券報告書の内、「経理の状況」に掲げられている、連結会計年度の連結財務諸表等(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表)が監査対象となる。その他の情報は、連結財務諸表等との整合性を監査人が確認することになっているが、重要な相違がない場合に監査報告書にその旨明示することはない。財務諸表の表示と開示書類におけるその他の記載内容との間に重要な相違がある場合は、「追記情報(その他の事項区分)」として監査報告書にその旨を記載することが求められている。

4. 考えられる論点

- 非財務情報の各項目に対するアシュアランスの要否、どのような開示情報にアシュアランスが有用か
- 適時性との関係
- 論点5(各国における非財務情報開示の動向)と合わせて、何を、どこに(財務諸表の注記、有報内のその他の項目、有報以外)、どのように、開示すべきか
- 監査可能性について

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 上記、考えられる論点の各項目についてご意見をいただきたい。
2. その他、海外の動向との比較の観点からご意見があればお伺いしたい。

以上

(参考)連結財務諸表の監査報告書に含まれるマネジメント・レポート等への言及例:

① 英国(2012年 Unilever の年次報告書より抜粋)

AUDITOR'S REPORT UNITED KINGDOM

Independent auditor's report

To the members of Unilever PLC

We have audited the group financial statements of Unilever Group for the year ended 31 December 2012 which comprise the consolidated income statement, consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of changes in equity, consolidated balance sheet, consolidated cash flow statement, and the related notes on pages 86 to 131. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union.

Respective responsibilities of Directors and auditors

As explained more fully in the Statement of Directors' responsibilities set out on page 83, the Directors are responsible for the preparation of the group financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the group financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors. This report, including the opinions, has been prepared for and only for the parent company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the group financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the group's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Directors; and the overall presentation of the group financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report and Accounts 2012 to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the group financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Group's affairs as at 31 December 2012 and of its profit and cash flows for the year then ended;
 - have been properly prepared in accordance with IFRSs as adopted by the European Union;
- and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006 and Article 4 of the IAS Regulation.

Separate opinion in relation to IFRSs as issued by the IASB

As explained in note 1 to the group financial statements, the Group in addition to complying with its legal obligation to apply IFRSs as adopted by the European Union, has also applied IFRSs as issued by the International Accounting Standards Board (IASB).

In our opinion the group financial statements comply with IFRSs as issued by the IASB.

Opinion on other matters prescribed by the Companies Act 2006

In our opinion, the information given in the Directors' Report set out on pages 142 and 143 for the financial year for which the group financial statements are prepared is consistent with the group financial statements.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following:

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- certain disclosures of **Directors' remuneration** specified by law are not made; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

Under the Listing Rules we are required to review:

- **the Directors' statement**, set out on page 83, in relation to going concern;
- **the part of the Corporate Governance statement** relating to the parent company's compliance with the nine provisions of the UK Corporate Governance Code specified for our review; and
- certain elements of the report to shareholders by **the Board on Directors' remuneration**.

Other matters

We have reported separately on the parent company financial statements of Unilever PLC for the year ended 31 December 2012 and on the information in the Directors' Remuneration Report that is described as having been audited.

John Baker

(Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP

Chartered Accountants and Statutory Auditors

London

5 March 2013

② フランス(2012年ダノン社の年次報告書より抜粋)

4.2 Statutory auditors' report on the consolidated financial statements

To the Shareholders,

In compliance with the assignment entrusted to us by your Shareholders' Meeting, we hereby report to you, for the year ended December 31, 2012, on:

- the audit of the accompanying consolidated financial statements of Danone;
- the justification of our assessments;
- the specific verification required by law.

These consolidated financial statements have been approved by the Board of Directors. Our role is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit.

I. Opinion on the consolidated financial statements

We conducted our audit in accordance with professional standards applicable in France; those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement. An audit involves performing procedures, using sampling techniques or other methods of selection, to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. It also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the assets and liabilities and of the financial position of the Group as at December 31, 2012 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union.

II. Justification of assessments

In accordance with the requirements of Article L. 823-9 of the French Commercial Code (*Code de commerce*) relating to the justification of our assessments, we bring to your attention the following matters:

- Your company is committed to acquiring the shares held by shareholders of certain consolidated subsidiaries, should the latter wish to exercise their put options. In the absence of

any specific provision under IFRS on this subject, we have verified that the accounting treatment applied and described in Note 1.19 of the Notes to the consolidated financial statements was compliant with the principles of IFRS as adopted by the European Union and currently in effect. We also reviewed the methods adopted by your company for the valuation of the debt recognized in connection with these put options based on the information available to date. We have verified that Notes 20 and 21 of the Notes to the consolidated financial statements contain appropriate information on these put options and the assumptions used by your Company.

- Your company performed at the closing date an impairment test on intangible assets with an indefinite useful life, and also assessed whether there was any indication of impairment of other long-term assets according to the conditions described in Notes 1.5 and 1.6 of the Notes to the consolidated financial statements. We have reviewed the conditions of implementation of this impairment test and of identifying indications of impaired value, and verified that Notes 10 and 11 of the Notes to the consolidated financial statements give appropriate information, in particular in relation to sensitivity analysis.

As indicated in the Note 1.2 of the Notes to the consolidated financial statements, this impairment test was based on estimates prepared in accordance with information and circumstances existing on the date the financial statements were drawn up. Such estimates may differ from the actual amounts, particularly at a time of economic and financial volatility. These assessments were made as part of our audit of the consolidated financial statements taken as a whole, and therefore contributed to the opinion we formed, which is expressed in the first part of this report.

III. Specific verification

As required by law, we have also verified in accordance with professional standards applicable in France the information presented in the Group's management report.

We have no observations to make as to its fair presentation and consistency with the consolidated financial statements.

Neuilly-sur-Seine and Paris La Defense, March 7, 2013

The Statutory auditors

PricewaterhouseCoopers Audit

Etienne BORIS Philippe VOGT

Ernst & Young et Autres

Etienne BORIS Philippe VOGT Jeanne BOILLET Gilles COHEN

③ ドイツ(2012年 Volkswagen AG の年次報告書より抜粋)

On completion of our audit, we issued the following unqualified auditors' report dated February 13, 2013. This report was originally prepared in German. In case of ambiguities the German version takes precedence:

Auditors' Report

We have audited the consolidated financial statements prepared by the VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT, Wolfsburg, comprising the income statement and statement of comprehensive income, the balance sheet, the statement of changes in equity, the cash flow statement and the notes to the consolidated financial statements, together with the group management report, which is combined with the management report of the VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT, Wolfsburg, for the business year from January 1 to December 31, 2012. The preparation of the consolidated financial statements and **the combined management report** in accordance with the IFRSs, as adopted by the EU, and the additional requirements of German commercial law pursuant to § (article) 315a Abs. (paragraph) 1 HGB ("Handelsgesetzbuch": German Commercial Code) are the responsibility of the Company's Board of Management. **Our responsibility is to express an opinion on the consolidated financial statements and the combined management report based on our audit.**

We conducted our audit of the consolidated financial statements in accordance with § 317 HGB and German generally accepted standards for the audit of financial statements promulgated by the Institut der Wirtschaftsprüfer (Institute of Public Auditors in Germany) (IDW). Those standards require that we plan and perform the audit such that misstatements materially affecting the presentation of the net assets, financial position and results of operations in the consolidated financial statements in accordance with the applicable financial reporting framework and in the combined management report are detected with reasonable assurance. Knowledge of the business activities and the economic and legal environment of the Group and expectations as to possible misstatements are taken into account in the determination of audit procedures. The effectiveness of the accounting-related internal control system and the evidence supporting the disclosures in the consolidated financial statements and **the combined management report** are examined primarily on a test basis within the framework of the audit. The audit includes assessing the annual financial statements of those entities included in consolidation, the determination of the entities to be included in consolidation, the accounting and consolidation principles used and significant estimates made by the Company's Board of Management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial

statements and the combined management report. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

Our audit has not led to any reservations.

In our opinion based on the findings of our audit the consolidated financial statements comply with the IFRSs, as adopted by the EU, and the additional requirements of German commercial law pursuant to § 315a Abs. 1 HGB and give a true and fair view of the net assets, financial position and results of operations of the Group in accordance with these provisions. The combined management report is consistent with the consolidated financial statements and as a whole provides a suitable view of the Group's position and suitably presents the opportunities and risks of future development.

Hanover, February 13, 2013

PricewaterhouseCoopers

Aktiengesellschaft

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Harald Kayser

German Public Auditor

Martin Schröder

German Public Auditor